

高速ジェットプリンター賃貸借及び保守業務仕様書

公益法人岩手県農業公社を「甲」、落札業者を「乙」として、契約する高速ジェットプリンターに関する仕様等は、次のとおりとする。

1 契約内容

- (1) 契約は賃貸借契約とする
- (2) 賃貸借契約期間は、5年間とする。

2 数量

高速ジェットプリンター 1台 (以下「プリンター」という。)

3 設置場所

公益社団法人 岩手県農業公社 (盛岡市神明町7番5号 パルソビル3階)

4 落札者の決定

- (1) 入札金額は、月額賃貸借料金(税抜)に、ひと月当たりの保守料等の金額(税抜)の合計金額により決定する。

なお、単価については、小数点第1位までとする。

① 賃貸借料金はリース料とする。

ア 入札者はリース会社を介した場合は、介した金額を持って提示すること。

イ 物件の設置・搬入及び初期設定の費用等を含むこと。

② 保守料金については、次に記載する月間平均使用枚数から算出した保守料金を含めたインク代金の月額料金で算出すること。なお、保守点検、修繕費等の維持管理料金及びインクキット等の消耗品(用紙及びステープルは除く)の料金を全て含むこと。

・月間使用想定枚数 モノクロ枚数 34,000枚、カラー枚数 15,000枚

ただし、この想定枚数は、実際の使用枚数を保証するものではないこと。

- (2) 上記以外で基本機能仕様に満たすために必要な費用があれば、料金に含むこと。

5 プリンターの仕様

プリンターは、別紙「基本機能仕様書」に掲げる機能以上を有する新品機種とすること。

6 管理の仕様

- (1) 各部門別に使用枚数の管理ができること。

- (2) 使用枚数の集計は、毎月、乙が行い、集計結果を翌月末までに甲に報告すること。

なお、ソフトウェアを要する場合は、単価契約内で提供し、甲が指定するパソコンにインストールすること。

- (3) 組織再編等に伴う設定情報の変更は、保守作業に含むこと。

7 保守の仕様

- (1) 点検・整備は、毎月1回以上、プリンターが常に良好に使用できる状態を維持する能力を有する技術員を設置場所に派遣して、プリンターが常時正常な状況で使用できるよう、点検調整等を行うこと。

なお、対応時間は、月曜日から金曜日までの午前8時30分から午後5時00分までとする。ただし、止むを得ない理由がある場合は、この限りではない。

- (2) プリンターが故障した場合、概ね2時間以内に技術員を設置場所に派遣し、速やかに正常な状態に回復させるものとする。また、正常な状態で使用できない場合は、速やかに代替機を設置すること。

- (3) 機器プリンタ一本体において、インクキット残量等を自動把握でき、必要分だけの配送ができる仕組みで

あること。

- (4) プリンター設置時には、職員に操作方法を指導すること。

8 情報セキュリティーの確保

- (1) プリンター内に装備された記録媒体には、暗号化が可能であること。
- (2) 本調達に当たり知り得た事項を、第三者に漏らしてはならない。
- (3) プリンターの搬入並びに搬出及び保守点検時等に知り得た情報を、第三者に漏らしてはならない。また、本契約が終了し、または解除された後においても同様とする。
- (4) 契約終了等により複合機を撤去した場合は、複合機内の記録媒体の残存データを消去するとともに、その証明を甲に提出すること。

9 契約期間

令和8年2月10日～令和13年2月9日(5年間)

10 納入期限

令和8年2月9日

11 その他の留意事項

- (1) プリンターは、令和8年2月10日に正常に稼働できるように設置し、契約期間満了後は速やかに撤去すること。
- (2) プリンターのネットワーク設定及び職員使用パソコンへのドライバインストール並びにスキャナ設定等は納入日までに完了すること。なお、プリンターに接続するLANケーブル等、プリンター以外に必要な物品は甲が別途準備する。
- (3) 組織再編等によりプリンターの移動を要することになった場合は、無償で対応すること。
- (4) 保守等に必要な電力は甲が提供するが、これ以外の消耗品・雑材料等は請負者において準備すること。また、保守等要したコピーは賃借料金より控除すること。
- (5) この仕様書に記載していないことについて、疑義が生じた場合は、協議するものとする。

別表 基本機能仕様

参考機種 リソース ORPHIS G L9730	
印刷速度 (A4横)	片面 每分160枚以上
複写原稿	最大A3サイズまで
複写サイズ	A3～A5、郵便はがき、封筒
解像度 (読み取り)	600dpi×600dpi以上
解像度 (書き込み)	300dpi×300dpi以上
自動両面原稿送り装置	装備すること (A4両面60ページ/分以上)
自動両面コピー機能	装備すること
給紙方式	500枚以上給紙可能な給紙カセットを3段以上とし、トータル3,000枚以上がセットできるよう装備すること はがき、封筒の給紙ができるこ (手差し可)
ソート機能	装備すること
ファクス機能	装備を求めないこと
スキャナ機能	装備すること
メール送信機能	装備を求めないこと
ネットワークプリンタ機能	装備すること
USBからの出力機能	装備すること
HDDデータ消去	装備すること
ステープル機能	1箇所 (手前、奥) 及び2箇所 (平行) 装備すること
パンチ機能	2穴装備すること
冊子機能	中綴じ (A3 15枚以上)
プリント解像度	600dpi×600dpi以上
電源	AC100V、15A
インターフェース	イーサネット(100BASE-TX/10BASE-T)に対応すること
対応プロトコル	TCP/IPに対応すること
対応OS	Windows11に対応すること
環境対応	国際エネルギーestarプログラム、グリーン購入法及びエコマークに適合していること
セキュリティ要件	<p>次のいずれかに該当すること</p> <p>1 ① 「IEEE Std 2600.1TM-2009, Protection Profile for Hardcopy Devices, Operational Environment A Version 1.0」 ② 「U.S. Government Approved Protection Profile-U.S. Government Protection Profile for Hardcopy Devices Version 1.0 (IEEE Std. 2600.2TM-2009)」 ③ Protection Profile for Hardcopy Devices Version 1.0 以上 ①、②又は③のセキュリティ要件に適合したISO/IEC 15408 (Common Criteria)認証を取得しているもの。</p> <p>2 上記1に基づかないセキュリティ要件に適合したISO/IEC 15408 (Common Criteria)認証を取得しているもの。その場合、平成30年2月28日に公表された経済産業省の「IT 製品の調査におけるセキュリティ要件リスト」の中の「デジタル複合機(MFP)」に記載されているセキュリティ上の脅威に対抗するためのセキュリティ要件を全て満たしていることを証明できるもの。 なお、ISO/IEC 15408 (Common Criteria)認証を取得している機器の構成要素でもってのみ構成される場合、認証を取得している機器と同等のセキュリティレベルを実現しているとみなし、当セキュリティ要件を満たしているものとする。</p> <p>※ 上記1及び2の認証を取得申請中の場合は、取得申請中であることを証明できるもの及び当該製品の一代前のモデルが当該認証を取得していることを証明できるものを提出すること。 なお、その場合は認証された後、速やかに認証証を提出すること。</p>